



認定産業医更新の特例措置対象者の 修得単位取り扱いの終了について

コロナ禍により有効期限内に更新必要単位が充足できなかった認定産業医（有効期限：2020年（令和2年）2月以降）につきましては、更新手続きの特例を設けておりました（2021年3月11日付け健I 259「留意事項その38」ご参照）＝（2021.5.1号 P22 参照）。

しかしながら、特例措置開始以降、新型コロナウイルスが収束に向かう中で研修会開催数や認定産業医の更新率が平常時に戻りつつあることから、日医認定産業医制度運営委員会で慎重に議論をされた結果、特例措置は2027（令和9）年度末（2028（令和10）年3月末）をもって終了すること（2028年3月末までに必要な単位を取得していること）との通知が出されました。

また、本取り扱いによる更新認定申請にあたっては、下記の点に留意して申請をいただくようお願いいたします。

記

特例措置による認定医の更新については、有効期限ごとに以下の要件を定める（詳細は次頁のとおり）。

（1）最新の認定証の有効期限が2020年2月～2023年3月の認定産業医

→特例措置の廃止（2028（令和10）年3月末）までに2回更新していること。

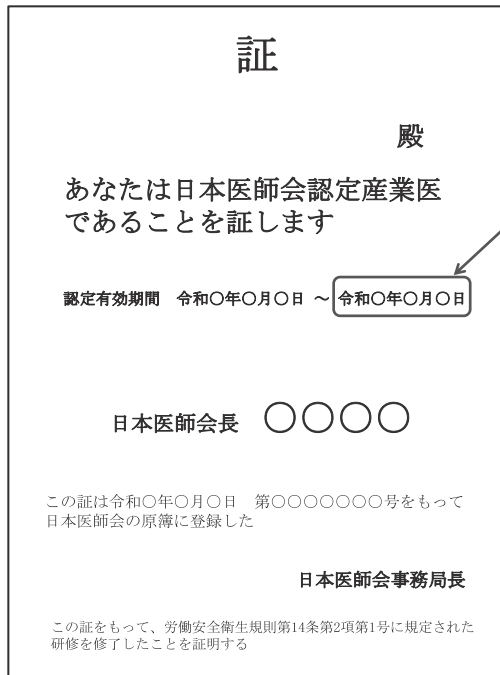
※2回目の更新に必要な単位は2028年3月末までに取得し、速やかに申請を行う。2回分の同時申請は不可。

（2）最新の認定証の有効期限が2023年4月～2028年3月の認定産業医

→特例措置の廃止（2028（令和10）年3月末）までに1回更新していること。

※更新に必要な単位は2028年3月末までに取得し、速やかに申請を行う。

2028年3月末の時点で、これを満たさなかった場合は、認定産業医の資格が失効となります。



まずは、認定証にあるこの日付をご確認ください。これが有効期限です。

※コロナ特例によって有効期間5年のサイクルが変わることはありません。

1

コロナ特例の終了 — 認定証の有効期限と必要な更新回数 —

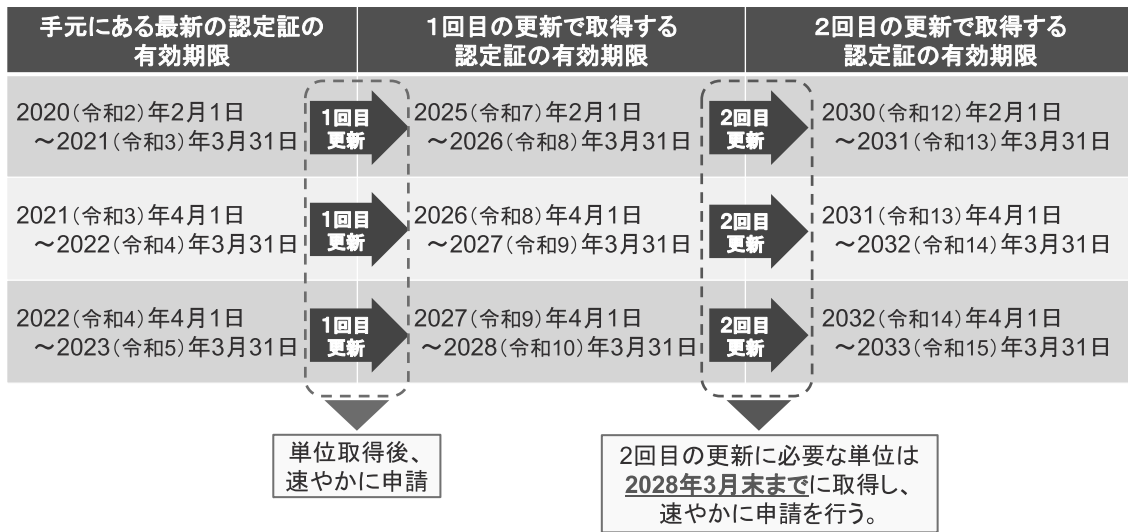
- 特例措置は2027(令和9)年度末(2028(令和10)年3月末)をもって終了^{※1)}。
- 最新の認定証の有効期限に対応する必要な更新回数は下記の通り。

※1) 必要な単位取得後、速やかに申請を行う。
 ※2) まず20単位を取得して更新し、その後改めて20単位を取得して更新をする(2回分の同時申請は不可)。

手元にある最新の認定証の有効期限	必要な更新回数
2020(令和2)年2月1日～2021(令和3)年3月31日	2028年3月末までに2回更新 ^{※2)}
2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日	2028年3月末までに2回更新 ^{※2)}
2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日	2028年3月末までに2回更新 ^{※2)}
2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	2028年3月末までに1回更新
2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日	2028年3月末までに1回更新
2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	2028年3月末までに1回更新
2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日	2028年3月末までに1回更新
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日	2028年3月末までに1回更新
2028(令和10)年4月1日～2029(令和11)年3月31日	認定証の有効期限通り2028年度に更新
2029(令和11)年4月1日～2030(令和12)年3月31日	認定証の有効期限通り2029年度に更新

2

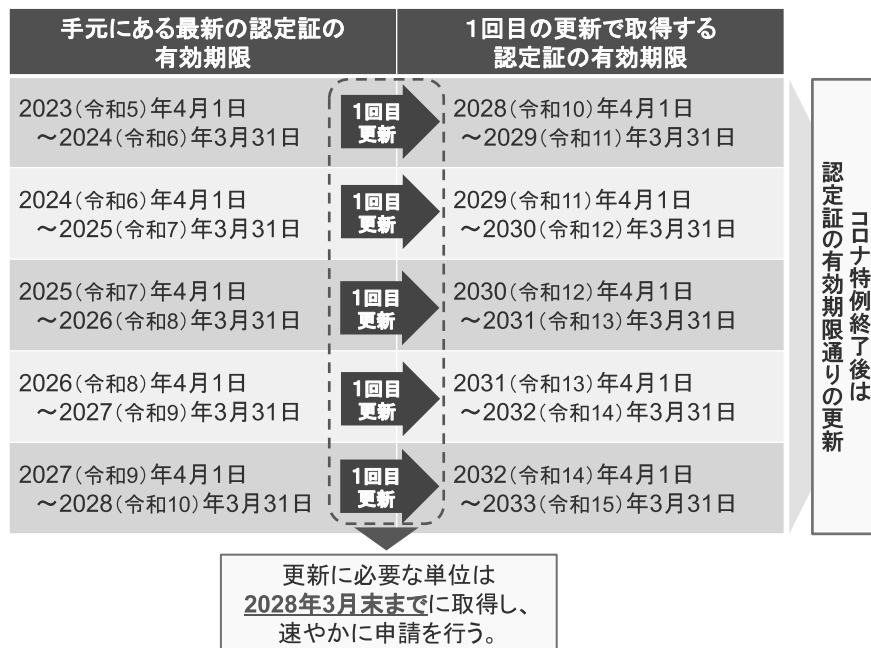
参考 2回更新が必要な場合のイメージ



- 2回分まとめての同時申請はできません。

3

参考 1回更新が必要な場合のイメージ



4